

改正後

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【1面】

一連番号

1面

平成__年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

住所
（又は
事業所
事務所
居所など）

フリガナ
氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の特分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「特分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び特分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び特分離課税配当所得金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の特分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の②の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の特分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込) 円	負債の利子 円
合 計 額	申告書第三表⑤へ ⑤	⑥
本年分の損益通算前の特分離課税配当所得金額 （⑤－⑥）（赤字の場合には0と書いてください。）	④	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③の金額 ≤ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表⑥へ 円
本年分の損益通算後の特分離課税配当所得金額（④－③） （③の金額 ≥ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表⑥へ

（平成24年分以降用）
H24.11

改正前

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【1面】

一連番号

1面

平成__年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

住所
（又は
事業所
事務所
居所など）

フリガナ
氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の特分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「特分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び特分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び特分離課税配当所得金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の特分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の②の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の特分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込) 円	負債の利子 円
合 計 額	申告書第三表⑤へ ⑤	⑥
本年分の損益通算前の特分離課税配当所得金額 （⑤－⑥）（赤字の場合には0と書いてください。）	④	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③の金額 ≤ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表⑥へ 円
本年分の損益通算後の特分離課税配当所得金額（④－③） （③の金額 ≥ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表⑥へ

（平成23年分以降用）
H23.11

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改正後

個⑥089確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【2面】

2面（確定申告書付表）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成__年分）	④（前年分の付表の⑦の金額）円	⑤（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑥（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（平成__年分）	⑤（前年分の付表の⑧の金額）	⑦（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑧（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑦（⑤－⑦－⑧）円
本年の前年分（平成__年分）	⑥（前年分の付表の⑨の金額）	⑨（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑩（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑧（⑥－⑨－⑩）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤＋⑦＋⑧）	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑥＋⑨＋⑩）	⑩	申告書第三表⑬へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）			⑪ 申告書第三表⑬へ（※4）円

※1 平成24年分の申告では、「本年の3年前分」は平成21年分、「本年の2年前分」は平成22年分、「本年の前年分」は平成23年分になります（平成20年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成24年分から控除することはできません。）。

※2 平成24年分の申告では、平成23年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。

※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4 平成21年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成24年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成25年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分
の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分 の分離課税配当所得金額（※） （⑥－⑩）	⑫	申告書第三表⑬へ	円
--	---	----------	---

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

（注）
①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します（翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）。

改正前

個⑥089確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【2面】

2面（確定申告書付表）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成__年分）	④（前年分の付表の⑦の金額）円	⑤（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑥（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（平成__年分）	⑤（前年分の付表の⑧の金額）	⑦（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑧（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑦（⑤－⑦－⑧）円
本年の前年分（平成__年分）	⑥（前年分の付表の⑨の金額）	⑨（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑩（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑧（⑥－⑨－⑩）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤＋⑦＋⑧）	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑥＋⑨＋⑩）	⑩	申告書第三表⑬へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）			⑪ 申告書第三表⑬へ（※4）円

※1 平成23年分の申告では、「本年の3年前分」は平成20年分、「本年の2年前分」は平成21年分、「本年の前年分」は平成22年分になります（平成19年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成23年分から控除することはできません。）。

※2 平成23年分の申告では、平成22年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。

※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4 平成20年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成23年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成24年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分
の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分 の分離課税配当所得金額（※） （⑥－⑩）	⑫	申告書第三表⑬へ	円
--	---	----------	---

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）